

特定個人情報保護委員会（第31回）議事概要

- 1 日時：平成26年10月28日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

- (1) 議題1：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインについて事務局から資料について説明があった。

手塚委員から「情報提供等の記録の保存期間は法令上7年となっているが、地方公共団体の文書管理規程等において保存期間が10年としている場合に、これは10年でも良いという考え方か」という旨の発言があった。これに対して阿部委員から「少なくとも7年間の保存は必要であるという趣旨であり、その後もきちんと管理すれば文書管理規程の10年保存をすることは問題ないという解釈で良いのではないか」という旨の発言があった。

ガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（案）について、原案のとおり了承され、パブリックコメントに付されることとなった。

- (2) 議題2：モーリシャス共和国出張の報告について事務局から資料に基づき出張報告があった。

手塚委員から「モノのインターネットについては、どのような議論があったのか」という旨の発言があった。これに対して事務局から「位置情報やウェブの閲覧履歴等の情報の利活用とプライバシーの保護とのバランスをどのように取っていくかという議論が行われた」という旨の発言があった。

- (3) 議題3：その他について

事務局から国税庁及び総務省の特定個人情報保護評価の実施時期に係る協議について説明があった。これらについては、特定個人情報保護評価指針第6の1に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することで差し支えないこととなった。

事務局から第22回、第23回及び第24回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上